

2021年3月31日

株式会社商船三井

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員一人ひとりが、仕事と生活の調和を実現し、多様な個性と能力を最大限発揮し、充実感を感じながら働くことができることを支援するため、以下の通り、行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年4月1日～2023年3月31日までの2年間

2. 内容

目標① 柔軟な働き方の推進及び時間外労働削減に向けた取り組みを継続実施する

2021年度～

- 「働く時間」や「働く場所」の制約を軽減し、柔軟な働き方を実現するための制度拡充（テレワーク制度、フレックスタイム制度等）と利用促進、フリーアドレス制の拡大やペーパーレス推進などのオフィス改革による生産性向上。
- 時間外労働時間の定期的なメールでの周知や社内ポータルサイトでの部門別時間外実績の公表等、労働時間の「見える化」。長時間労働者及び上長への面談の実施。
- テレワーク下における労務管理に関する情報提供や労務管理がしやすい仕組みの導入。

目標② 2022年度末までに有給休暇取得率を60%以上とする。

（註）年休に加え、夏季・冬季休暇として付与している特休（有給）も含む。/海上勤務者除く

2021年度～

- 夏季・冬季休暇の全日取得促進、有給休暇を月1日は消化するように管理職及び従業員に周知。
- 所属部毎の年休取得目標の設定や所属チーム毎に年休休暇取得表の作成。年休取得目標の達成度の見える化。
- システム上での年休取得日数及び残日数の把握や対象者や上長への年休取得日数をメールで周知。

目標③ 育児支援制度の利用促進と仕事と育児の両立に向けた意識・職場風土の醸成を図る。

2021年度～

- 出産・育児に関する社内制度の継続通知や情報交換の場の設定。
- 多様な人材の活躍に向けた職場理解を促進するためのセミナーや研修の実施。

以上